

議員提案第9号

新潟市住宅リフォーム助成条例の制定について

新潟市住宅リフォーム助成条例を次のとおり制定するものとする。

平成23年9月8日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

渡辺有子

五十嵐完二

小山哲夫

明戸和枝

風間ルミ子

飯塚孝子

野本孝子

新潟市住宅リフォーム助成条例

(目的)

第1条 この条例は、本市内の住宅の改修工事及びこれに伴う建築設備の設置等の工事による住宅リフォーム（以下「改修工事等」という。）に係る費用の一部を助成することにより、市民が安全・安心で快適に生活できる住環境の整備を促進し、並びに市内産業の振興及び市内の労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）を有する建物をいう。ただし、居住部分と非居住部分とが結合されている建物については、そのうちの居住部分のみをいう。

(2) 住宅の改修工事 住宅の増築、改築、修繕及び模様替えのうち、別表に掲げる工事をいう。

(3) 建築設備 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。

(4) 市内建設業者 住宅の改修工事等を行う事業者で、市内に本店を有する法人又は市内に事業所のある個人事業者をいう。

(助成の内容)

第3条 市長は、住宅の改修工事等にかかる費用の一部を助成するため、予算の範囲内で、住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。また、同一人についても1回限りとする。

(補助金の交付対象となる改修工事等)

第4条 補助金の交付対象となる改修工事等（以下「対象工事」という。）は、その経費

が10万円以上（消費税を除く。）で、市内建設業者が行うもの（当該改修工事等の全てを他の業者に委託したものを除く。）とする。

（補助金の交付対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する要件を満たした改修工事等を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）本市に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録原票に登録されている者をいう。）

（2）改修工事等を行う住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者

（3）市税を滞納していない者

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象工事に要した経費の100分の20に相当する額とし、20万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の対象工事に要した経費には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。

（1）住宅と当該住宅以外の部分をあわせた改修工事等の場合は、当該住宅以外の部分の床面積（当該改修工事等に係る床面積に限る。以下同じ。）を当該住宅部分の床面積と当該住宅以外の部分の床面積の合計で除して得た割合に、当該改修工事等に要する費用を乗じて得た額

（2）改修工事等のうち次に掲げる制度等に基づき給付又は助成等の対象となった部分に要した経費。ただし、これらの工事に付随して行われる給付又は助成等の対象外の窓や入口の設置工事等は除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく住宅改修費の支給事業

イ 新潟市高齢者向け住宅リフォーム助成事業

ウ 新潟市高齢者介護予防リフォーム助成事業

エ 新潟市障がい者向け住宅リフォーム助成事業

オ 新潟市住宅用太陽光発電システム設置・省エネ改修支援事業

カ 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度

キ 上記に掲げるもののほか，その他の制度に基づく給付又は助成等を受けて行った改修工事等

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は，規則で定めるところにより，あらかじめ市長に住宅の改修工事等の着手前に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は，前条の規定に基づく申請を受けたときは，その内容を審査し，必要があると認めるときは，現地を確認のうえ，補助金の交付の可否を決定し当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は，補助金の交付決定を受けた改修工事等(以下「補助事業」という。)を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは，あらかじめ市長に変更の承認の申請又は中止若しくは廃止の届出をしなければならない。

2 市長は，前項の規定に基づく補助事業変更等の承認の申請を受けたときは，その内容を審査し，変更等の承認の可否を決定し，当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(着手の届出)

第10条 交付決定者は，補助事業に着手したときは，規則で定めるところにより，速やかに市長に届け出なければならない。

(中間検査)

第 1 1 条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、当該補助事業について中間検査をするものとする。

(完了の届出)

第 1 2 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第 1 3 条 市長は、前条の規定による完了の届出を受けたときは、速やかに当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査するとともに、必要があると認めるときは、当該補助事業について実地検査を行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第 1 4 条 市長は、前条に規定する完了検査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 1 5 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に、交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 6 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(見直し)

2 市長は、この条例の施行後3年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとする。

別表（第2条関係）

区 分	改修工事の内容
増築	<p>既存の住宅部分の存しない箇所に，住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し，住宅部分の床面積を増床させる工事をいう。</p>
改築	<p>既存の住宅部分の一部を取り壊し，当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。</p>
修繕及び模様替え	<p>1 住宅の耐久性を高めるための工事で，次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>（1） 基礎，土台，外壁，柱，ひさし，屋根，とい，床，内壁，天井等の修繕工事</p> <p>（2） 塗装工事</p> <p>（3） 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>（4） その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で，次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>（1） 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>（2） 柱，はり等について有効な補強を行う工事</p> <p>（3） 筋かい，火打等による補強工事</p> <p>（4） 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事</p> <p>（5） 屋根を不燃材料でふき替える等の工事</p> <p>（6） 避難設備，防火設備及び換気設備の設備工事</p> <p>（7） その他安全上又は防災上必要な工事（バリアフリー化工事を含む。）</p>

3 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事

(2) 開口部等を設ける工事

(3) 台所、浴室又は便所を改良する工事

(4) 建具の取替え等の工事

(5) 壁紙の張り替え工事

(6) 断熱構造化工事及び遮音工事

(7) その他居住性を良好にするため、又は住宅の衛生上必要な工事